

# 県有施設再エネ設備導入推進調査業務委託

## 企画提案公募公告 募集要項

次のとおり企画提案を募集します。

令和4年8月24日

山梨県知事 長崎 幸太郎

### 1 目的

2009(平成21)年、山梨県は全国に先駆けて、2050年までのCO<sub>2</sub>排出量実質ゼロの実現を表明し、現在の「山梨県地球温暖化対策実行計画」(以下、「実行計画」とする。)では、2050年までの「CO<sub>2</sub>ゼロやまなし」の実現を長期ビジョンとしている。

今後、国が地球温暖化対策計画において新たに掲げた2030年度46%の削減目標や、政府実行計画において新たに掲げられた2030年度までの50%削減目標等を踏まえ、新たな実行計画を策定することとしており、2050年CO<sub>2</sub>ゼロやまなしに向けた取り組みを加速することとしている。

CO<sub>2</sub>ゼロやまなしに向けては、省エネの徹底に加え、再生可能エネルギーの導入を推進することが必要であり、本調査業務の結果を活用し、公共施設への太陽光発電設備の率先導入を推進することによって、市町村や県内事業者の取組を牽引し、もって区域全体のカーボンニュートラルの達成を目指すことを目的とする。

なお、本業務による成果は、新たな実行計画の事務事業編における、太陽光発電設備の導入目標の設定等に係る検討資料として活用しようとするものである。

### 2 委託業務の名称

県有施設再エネ設備導入推進調査業務委託

### 3 委託業務の仕様等

別紙「県有施設再エネ設備導入推進調査業務 仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりに。

### 4 委託期間

契約締結の日から令和5年2月3日(金)まで

### 5 委託料上限額

金13,200,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)。

ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであることに留意すること。

## 6 事業者の公募及び選定

公募型プロポーザル方式で実施する。

受託を希望する事業者は、参加申込書、企画提案書等を提出期限までに提出すること。  
提案内容を審査の上、最優秀提案事業者（評価結果が最上位の事業者）を委託契約候補者として選定する。

## 7 スケジュール（予定）

(1) 募集開始	令和4年8月24日（水）
(2) 質問受付期限	令和4年8月30日（火） 12時
(3) 参加申込書受付期限	令和4年8月31日（水） 17時
(4) 質問回答	令和4年9月 2日（金）
(5) 企画提案書受付期限	令和4年9月 6日（火） 12時
(6) 審査(予定)	令和4年9月13日（火）
(7) 結果通知(予定)	令和4年9月13日（火）

## 8 企画提案への参加申込

### (1) 参加資格

本企画提案への参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- ①建設工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成26年11月27日山梨県告示第330号）又は物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年3月8日山梨県告示第67号）に規定する競争入札参加の資格審査に基づく名簿に登載されている者又は契約までに名簿に登載見込みの者であること。
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ③会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- ⑤公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」及び「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- ⑥山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

### (2) 参加申込書及び添付書類

次に掲げる書類を、各1部提出すること。

- ①参加申込書（様式1）
- ②誓約書（様式2）
- ③山梨県における建設工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格または物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有していること又は契約時までには有する見込みであることが分かる書類（様式任意）

(3) 参加申込書の受付期限

令和4年8月31日(水) 17時

提出は平日の9時から正午まで及び13時から17時までとする。

※平日とは、山梨県の休日を定める条例(平成元年3月27日条例第6号)に定める県の休日以外を指すものとし、以下同様とする。

(4) 参加申込書の提出先

後述の「15 問い合わせ・提出先」のとおり

(5) 参加申込書の提出方法

持参、郵送(提出期間内必着)又は電子メールとするが、可能な限り郵送又は電子メールでの提出とすること。なお、電子メールの場合は、後日原本を提出すること。

## 9 企画提案に係る質問

(1) 質問方法及び送付先

質問票(様式6)に記載し、電子メールにて送信すること。送付先のメールアドレスは後述の「15 問い合わせ・提出先」のとおり。なお、到着しているか確認の電話連絡を行うこと。

(2) 受付期限 令和4年8月30日(火) 12時

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和4年9月2日(金)までに質問者へ電子メールで送付及びホームページに掲載する。

## 10 企画提案書の提出

企画提案は1者につき1案のみとし、次により提出すること。

(1) 提出書類

①仕様書に定める業務内容に係る企画提案書(②～⑥を添付)

原則A4判両面・長辺綴じ、日本語表記、文字は10.5ポイント以上  
ページ数制限なし、目次を付けページ番号を付番

※A3判の仕様はやむを得ない場合のみに限ることとし、その場合は片面、Z折りとする。

※仕様書に記載されていない事項であっても、業務の推進・目的達成のために必要と認められる事項については、委託料の上限額の範囲内で提案すること。

②類似業務実績整理表(様式3)

③実施体制表(様式4)

④業務担当者調書(様式5)

⑤委託予定事項の作業スケジュール(様式任意)

⑥見積書(様式任意、税抜価格・消費税・積算内訳を記載)

(3) 提出部数 正本1部・副本7部(⑥見積書について、副本は写しで可)

(4) 提出期限 令和4年9月6日(火) 12時

※持参の場合の受付は平日の9時～正午、13時～17時

※提出期限後における企画書の再提出、差し替えは一切認めない。

(5) 提出先 後述の「15 問い合わせ・提出先」のとおり

(6) 提出方法

持参、郵便又は宅配便での提出とするが、可能な限り郵送又は宅配便とすること。なお、郵送又は宅配便で受け付けた場合には、事務局から電話で確認の連絡を行うので、

送付後2日以内（土曜・日曜日を除く）に連絡がない場合には、事務局に問い合わせること。

## 1.1 審査・結果通知

### (1) 審査会

提案内容について、「県有施設再エネ設備導入推進調査業務に係る企画提案審査会」を設置して審査する。

企画提案者によるプレゼンテーションは実施せず、審査員が、提出された企画提案書等を審査基準により総合的に評価し、委託契約候補者を選定する。ただし、審査結果いかんによっては、いずれの参加者も契約候補者を選定しないことがある。また、参加者が1者だった場合には、総合的に評価して契約候補者としての適否を判断する。

前記にかかわらず、平均点が60点未満の場合には候補者として選定しない。

### (2) 評価基準 別添「審査基準について」のとおり。

### (3) 審査結果通知

審査結果は審査終了後、速やかに参加者あて通知し、受注者として決定した者の名称を山梨県環境・エネルギー部環境・エネルギー政策課のホームページで公表する。

なお、審査の経緯は公表しない。

また、審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

## 1.2 契約

審査結果が業務の内容に最も適すると認められる企画提案者を選定し、その者と契約締結の協議を行うものとする。契約締結の協議においては、企画立案内容をそのまま実施することを約束するものではなく、企画提案書の内容の追加、変更又は削除を求めることがある。契約締結の協議が整わなかった場合には、審査結果の上位の者から順に協議を行う。

なお、契約保証金は、免除する。

## 1.3 契約書

別添契約書（案）のとおり

## 1.4 その他

(1) 企画提案に要する費用は参加者の負担とする。

(2) 提出された書類等は返却しない。

(3) 参加表明後に企画提案書類の提出を辞退する場合は、「辞退届出書」（様式7）を企画提案書類の提出期限までに提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取り扱いはない。

## 1.5 問い合わせ・提出先

山梨県 環境・エネルギー部 環境・エネルギー政策課  
企画・地球温暖化対策担当

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館8階

電話番号 055-223-1506 （直通）

FAX番号 055-223-1636

質問送付先 メール：kankyo-ene@pref.yamanashi.lg.jp